

福島県への企業立地について

福島県への企業立地には、全国でも極めて優遇された立地支援があります

① 事業所、宿舍の設置に対する支援

- 避難指示区域等では、自治体に対し、産業団地の整備に対する支援を措置(再生加化交付金)しており、現在、産業団地の整備が進められています。産業団地の整備には国費が入っているため、これら産業団地に事務所や工場を設置する民間企業は、低賃料で土地を賃借することが出来ます。
- また、避難指示区域等では、被災自治体や民間事業者が、事務所や宿舍等を整備する場合に、公益性の観点に照らして支援します。

② 新規立地・増設についての強力な支援——企業立地補助金

- * 新規立地・増設に際して、国・県の企業立地補助金による強力な支援を受けられます。
- * 震災後これまでに582社が2704億円を活用して企業立地を進めています。

津波・原災地域企業立地補助金

- ◇ 対象施設 — **工場(製造業)、物流施設**、試験研究施設、コールセンター 等
- ◇ **初期の工場立地(新規立地・増設)に係る経費(*)を、原則、最大30億円まで支援**
- ◇ 優遇された補助率 —— **補助率最大3/4** (*用地取得費、設備投資費用、建屋建設費用等)

避難解除区域等(主に被災12市町村)	中小企業 3/4以内	大企業 2/3以内
津波浸水地域(いわき市等)	中小企業 1/2以内	大企業 1/3以内
その他地域(福島市、郡山市等)	中小企業 1/3以内	大企業 1/4以内

③ 操業にあたっての強力な支援——課税の特例

- * 県内で投資や雇用を行った事業者は、補助事業に併せて、課税の特例を受けることもできます。

福島特措法・復興特区法による課税の特例

◇ 特例の内容

国税	・ 設備投資に係る特例 …… 特別償却 または 税額控除 ・ 雇用に係る特例 …… 給与支給額(避難解除区域等は20%、その他県内地域は10%)を5年間税額控除
地方税	・ 事業税、固定資産税の特例 …… 課税免除(5年間) ・ 不動産取得税の特例 …… 課税免除(取得時)

- ◇ 避難解除区域等は、全域・全業種が対象。その他県内地域は、“復興産業集積区域”(工業団地等)への立地かつ業種は県の指定する業種(*)に限ります。

*県の指定する業種 … ①輸送用機械関連産業、②電子機械関連産業、③情報通信関連産業、④医療関連産業、⑤再生可能エネルギー産業、⑥食品・飲料関連産業、⑦地域資源活用型産業

福島県の地域別復興支援策

区域	自治体名	支援制度				福島医療・福祉機器等 開発・事業化支援事業 福島県企業立地貸付 金制度、復興特区利子 補給金、ふくしま産業復 興雇用支援助成金、被 災者雇用開発助成金
		津波原災 地域 企業立地 補助金	ふくしま 企業立地 補助金	再生加 速化交 付金	課税の特例	
避難解除区域 避難指示解除 準備区域 居住制限区域	川俣町※ 田村市※ 南相馬市※ 楡葉町※ 富岡町 川内村※ 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村	【補助率】 大企業 2/3以内 中小企業 3/4以内	【補助率】 大企業 2/3以内 中小企業 3/4以内	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">福島特措法に 基づく特例 ※業種・立地場所の 指定なし</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">復興特区法に 基づく特例 ※業種・立地場所の 指定あり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">生産性向上 設備投資 促進税制</div>	○
旧緊急時 避難準備区域	田村市※ 南相馬市※ 広野町 楡葉町※ 川内村※	【補助率】 大企業 1/2以内 中小企業 2/3以内	【補助率】 大企業 1/3以内 中小企業 1/2以内	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方創生に係る 課税の特例</div>	
津波浸水 地域	相馬市 新地町 南相馬市※ いわき市	【補助率】 大企業 1/3以内 中小企業 1/2以内	○	×	※南相馬市の 一部のみ○	
その他の 地域	<p>【中通り地域】 福島市、二本松市、 伊達市、本宮市、 桑折町、国見町、 川俣町※、大玉村 郡山市、須賀川市、 田村市※、鏡石町、 天栄村、石川町、 玉川村、平田村、 浅川町、古殿町、 三春町、小野町、 白河市、西郷村、 泉崎村、中島村、 矢吹町、棚倉町、 矢祭町、塙町、 鮫川村</p> <p>【会津地域】 会津若松市、喜多 方市、北塩原村、 西会津町、磐梯町、 猪苗代町、会津板 下町、湯川村、 柳津町、三島町、 金山町、昭和村、 会津美里町、 下郷町、檜枝岐村、 只見町、南会津町</p>	【補助率】 大企業 1/4以内 中小企業 1/3以内	【補助率】 大企業 1/4以内 中小企業 1/3以内	×	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">復興特区法に 基づく特例 ※業種・立地場所の 指定あり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">生産性向上 設備投資 促進税制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方創生に係る 課税の特例</div>	

注) ※印を付した市町村は、一つの市町村内で複数の区域を有している市町村